

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号。以下「条例」という。）
附則第七項の規定により、臨港道路海田大橋の通行料（ＥＴＣシステムを使用して徴収する
ものに限り。）を減額するに当たつてよるべきところを次のように定め、平成二十二年四月
二十六日から施行する。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

条例第十四条の三の規定により臨港道路海田大橋の通行料の徴収に係る業務の委託を受け
た者（以下「受託者」という。）が自らの収入として徴収する道路の料金について一に掲げ
る割引の制度を設けているときは、臨港道路海田大橋の通行料を二に掲げるとおり減額する
ことができるものとする。

一 受託者が設ける割引の制度

1 道路を頻繁に、又は、長距離にわたつて利用する者に対する割引の制度

次に掲げる要件をすべて満たす割引の制度であること。

- (一) 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の
ＥＴＣコーポレートカード利用約款の規定に基づき同約款第一条のカード（以下「カ
ード」という。）の貸与を受けた者（以下「契約者」という。）について、カードを
利用することができる登録車両として同約款第三条第二項の窓口会社が契約者に通知
した車両（以下「対象車両」という。）に係る道路の料金を割り引くものであること。
- (二) 受託者が徴収すべき道路の料金（対象車両についてＥＴＣシステムを使用して徴収
するものに限る。）の一定の期間における総額が一定の金額を超えた契約者について、
当該総額を構成する各道路の料金を同一の比率によつて割り引くものであること。
- (三) 他の割引の制度が併せて適用される場合を除き、割引後の道路の料金の金額が割引
前の道路の料金の金額の百分の二十三を下ることがないものであること。
- (四) 契約者ごとに不当な差別的取扱いがなされることがないものとして、割引の主要な
条件が明確に定められ、公表されていること。
- (五) 割引の基本的な条件を変更し、又は、当該割引制度を廃止する場合には、遅くとも
当該変更又は廃止の日の三十日前までに、変更後の割引の条件又は当該割引制度を廃
止する旨が公表され、又は、契約者に通知されることとなっていること。

2 前納金に係る割引の制度

次に掲げる要件をすべて満たす割引の制度であること。

- (一) 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日
本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社（以下「五会社」という。）の平成二
十一年三月十三日付け「ハイカ・前払」残高管理サービス利用約款（以下「前払約
款」という。）（第三条第十号に規定する前払金を五会社に管理させている者）（以下
「登録者」という。）について、前払金の残高から道路の料金を徴収する場合に、当

該道路の料金を割り引くものであること。

(二) 他の割引の制度が併せて適用される場合を除き、割引後の道路の料金の金額と割引前の道路の料金の金額との比率が、前払約款別表二の申込単位欄の金額と利用可能金額欄の金額との比率を下ることがないものであること。

(三) 登録者ごとに不当な差別的取扱いがなされることがないものとして、割引の主要な条件が明確に定められ、公表されていること。

(四) 割引の基本的な条件を変更し、又は、当該割引制度を廃止する場合には、遅くとも当該変更又は廃止の日の三十日前までに、変更後の割引の条件又は当該割引制度を廃止する旨が公表され、又は、登録者に通知されることとなっていること。

二 臨港道路海田大橋の通行料の減額の基準

1 受託者が一1の割引の制度を設けているときは、対象車両についてETCシステムを使用して徴収する臨港道路海田大橋の通行料を、臨港道路海田大橋の通行料も道路の料金であるものとみなして一1の割引の制度を適用した場合の金額まで減額することができるものとする。

2 受託者が一2の割引の制度を設けているときは、ETCシステムを使用して徴収する臨港道路海田大橋の通行料を、これに一2(二)の割引後の道路の料金の金額と割引前の道路の料金の金額との比率を乗じた金額まで減額することができるものとする。